

令和3年度～令和5年度の介護保険料

本町では、第8期計画の介護保険料について、第7期計画と同様に国の標準段階区分に従った所得段階設定を行い9段階とし、各段階を次のとおり設定します。

また、第1～3段階の保険料率については、低所得者対策により、第1段階が0.5から0.3に、第2段階が0.75から0.5に、第3段階が0.75から0.7に軽減され、軽減分は公費により負担されます。

▼ 第8期の第1号被保険者の保険料基準額

保険料（基準額）	年 額	67,500 円
	月 額	5,630 円

■ 所得段階別の介護保険料率及び年間保険料 ■

段 階	保険料率	対 象 者	年間保険料
第1段階	基準額×0.30	生活保護受給者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,200 円
第2段階	基準額×0.50	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	33,700 円
第3段階	基準額×0.70	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,200 円
第4段階	基準額×0.90	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	60,700 円
第5段階	基準額×1.00	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	67,500 円
第6段階	基準額×1.20	町民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	81,000 円
第7段階	基準額×1.30	町民税本人課税者（合計所得金額120万円以上210万円未満）	87,700 円
第8段階	基準額×1.50	町民税本人課税者（合計所得金額210万円以上320万円未満）	101,200 円
第9段階	基準額×1.70	町民税本人課税者（合計所得金額320万円以上）	114,700 円

（注）各段階の年間保険料については、100円未満を切り捨て